

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款」

改訂日 : 令和3年4月17日改訂

旧	新
<p>●第3条 CFD-Metals 取引のリスク及び自己責任の確認</p> <p>⑨CFD-Metals 取引において <u>は両建取引ができないこと。</u></p> <p>●第40条 取引約款等の変更</p> <p>(1) <u>取引約款等は法令等の変更、監督官庁の指示、その他マネーパートナーズの必要が生じたときは改訂することができる。</u></p> <p>(2) <u>取引約款等の改訂がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、マネーパートナーズのホームページ上で通知するなど、マネーパートナーズの定める方法により通知する。</u></p> <p>(3) <u>前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、会員専用サイトへの連絡による方法にかえることができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>変更の通知後にお客様が当該変更に係る CFD-Metals 取引の建玉の反対売買以外の取引を行った場合は、取引約款等の変更に同意したものとみなす。</u></p> <p>マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款改訂記録</p> <p><追記></p>	<p>●第3条 CFD-Metals 取引のリスク及び自己責任の確認</p> <p>⑨CFD-Metals 取引において <u>両建て取引を行った場合、両建て取引はスプレッドコストが売建、買建の二重にかかること、また別途定めるスワップポイントも売建、買建の双方で異なり払出が生じる恐れがあることや、売値と買値の価格差についてお客様が二重に負担する可能性があることなどから、経済合理性を欠きお客様にとって不利益となりうる取引であること。</u></p> <p>●第40条 取引約款等の変更</p> <p>本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがある。改訂を行う旨及び改訂後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知するものとする。</p> <p>マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款改訂記録</p> <p><u>令和3年4月17日改訂</u></p>